【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】平成22年5月24日

【会社名】 KFE JAPAN株式会社

【英訳名】 KFE JAPAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 原田 隆朗

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20

【電話番号】 045-474-1245(代表)

【事務連絡者氏名】 CFO取締役管理統括本部長 中島 純次

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20

【電話番号】 045-474-1259

【事務連絡者氏名】 CFO取締役管理統括本部長 中島 純次

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,943,745円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込む

べき金額の合計額を合算した金額

403,953,745円

(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が 取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行 価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計

額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

- 1【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】
- (1) 【募集の条件】

発行数	1,105個(新株予約権1個につき20株)
発行価額の総額	3,943,745円
発行価格	新株予約権1個につき3,569円(新株予約権の目的である株式1株当たり178.45円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年6月10日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	KFE JAPAN株式会社 管理統括本部人事総務経理部 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20
払込期日	平成22年6月10日(木)
割当日	平成22年6月10日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新横浜支店

- (注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成22年5月24日(月)付け当社取締役会決議によるものであります。
 - 2. 平成22年5月24日(月)付け当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
 - 3.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

(2)【机体了约性仍内合守				
新株予約権の目的となる	KFE JAPAN株式会社 普通株式			
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。			
	なお、単元株制度は採用していない。			
新株予約権の目的となる	1 . 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当			
株式の数	社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」とい			
	う。) する数は、20株(以下「対象株式数」という。) とする。			
	│ │ 2 . 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式22,100株とする。			
	┃ ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算			
	式により対象株式数を調整する。			
	また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処			
	分(ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除			
	く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが			
	適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を			
	行うものとする。			
	これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込			
	金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整			
	後行使価額を適用する日以降これを適用する。			
	3 . 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の			
	端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 			
	4.新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある			
	場合には、これを切り捨てるものとする。			
新株予約権の行使時の払	1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			
込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際			
	して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める			
	行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものと			
	する。			
	2 . 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当た			
	りの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、18,100円とする。ただし、			
	本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。			
	3 . 行使価額の調整			
	(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の 算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するも のとする。			
	分割又は併合の比率			
	調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる			
	日以降これを適用する。			
	(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式			
	が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって 行使価額を調整する。			
	うけ (本語性 で *** *** *** *** *** *** *** *** ***			
	交付普通株式数 × の払込金額			
	 (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用			
	時期については、次に定めるところによる。			
	ころさに ファイスター (人)			

KFE JAPAN株式会社(E03002) 有価証券届出書(組込方式)

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下 回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合 (無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもっ て当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他 の証券もしくは権利を発行する場合 (無償割当の場合を含む)、調整後の行使価 額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他 の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通 株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、 払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は 効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日 がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行 使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もし くは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない 場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株 式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対 価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみな して行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日 以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社 の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

調整前行使価額により

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 当該期間内に交付され た当社普通株式数

株式数 =

調整後行使価額

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

日がない場合は 調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の 発行済産通株式放から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を注除した数よする。また 本項第代19号及第(3)等 の場合には 行便価額関整式で使用 する交付普通株式数は 基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社前構成数を含まないものとする。 (6) 本項部(1)号及び頭(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、少要な行便簡額の調整を必要とするとき、その他行使価額の調整を必要とするとき、その他行使価額の調整を必要とするとき、その他行使価額の調整を必要とするとき、その他行使価額の調整を必要とするとき、行便価額を調整でで要声がよつり上相様として発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の調整を必要とするとき。その他の情報を可力はことり使用すべき時間につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うとさは、当社は、あらかじめ書面によりその高速びにその事由・調整額の行使価値観調整金の行使価値扱びその適用の日を心能力をしたりを可力をときさいときは、適用の日以降すみやかたにおもの前担すてに本部を分離を行うとさせ、当業第(1)号に示される株式が割の場合をの他適用の日の前日までに本部する。ただし、本項第(1)号に示される株式が割の場合その他適用の日の前日までに本部する。ただし、本項第(1)号に示される株式が割の場合その他適用の日の前日までに市前記の適知を行うにとかした。 1 新株予約時の行使に関して近く1 前株予約権の対けの機能が表別する場合の株式 1 株の発行価額の総額に新株予約権の行使に関して払い込むべき金額の金計額を含著した金額が規則に対して表別の場所を対して表別の場所を別認に行便請求に係る各本解株予的権の行使により当社支援を別まる場合における場所を含さる本部株予的権の行使により対する場合と対しる発音を対して経過する場合と、2 新株予約権の行使により当社直接対える場合において傾加する資本金額は金社計算規則第75条第 1項の規定に従い同当される資金金等組の限しのより、2 新株予約権の行使によりまする場合とおりに対して対しまを関ロではある。当社が取得する本部株予約権については、取得日の前日までとする。当社が取得する本部株予約権で行使に対して当該取得日の利用におれる資金金等は上部を関係ののの事由及び取得の条件、環に従って当社が本無株予約権の会別は一部を取得する場合・当社が表別を対して当を関係ののの時をを含めまれるの場合の場のを得しまれて関係である。当社は、当該収得日の2 週間的までに本部株予約権については、取得日の10日までとする。 新株予約権の行使の条件 長に従って当社が本無株予約権の自認のはものも違えた場にお切て関係が表別を対して対して対しまの機能を対して対して対して対して対し、表別を関係を対して対して対し、対しに対して対して対し、対しに対して対し、表別を関係の対しに対して対し、対しに対して対し、対しに対して対し、対しに対しを関係する場合とが表別を引きないののでは対して対し、表別を対して対して対し、表別を対して対して対し、表別を対して対して対し、表別を対して対し、表別を対して対しに対して対し、表別を対して対し、表別を対して対して対し、表別を対して対して対し、表別を対して対して対し、表別を対して対して対して対し、表別を対して対して対して対して対し、表別を対して対して対し、表別を対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対しに対して対して対しと対して対して対して対し、表別を対して対して対して対しを対して対して対して対して対しに対して対して対しを対して対しを対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	1	有価証券届出書
発行済善通株式飲から、当該日における当社の有する当社普通株式の飲を拒除した飲とする。また、本項率(1)等及び第13(3)等の場合には7世間開発主て使用する文件普通株式飲き含まないものする。 (6) 本項率(1)等及び第(3)等(2)等の行管価額の調整を必要とする場合は外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を必要とする場合の外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を砂要とする場合の外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を砂要とすると含。 ・		行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準
た数とする。また 本項第(1)号及び第(3)号 の場合には 行便価額限整式で使用 する文付普遍株式数配 基準日における当社の有する当社音描株式に割当てられる当社音通株式配割するにれる 1 当社を存株会社とするないものとする。 (8) 本項銀付1号及び第(2)号の行便価額の調整を分更とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行便価額の調整を分更とするとき、その他行便価額の調整を必要とするとき、その他行便価額の調整を必要とするとき、行便価額を調整ででき事的が2つ以上根接して発生し、一方の事由に基づく顕整体の行使価額の調整を必要とするとき。その他行便価額の調整を必要とするとき、行便価額を調整ででき事的が2つ以上根接して発生し、一方の事由に基づく顕整体の行使価値の調整を必要とするとき。その他行便価値の調整を必要とするとき、行便価額を調整ででき事的が2つ以上根接して発生し、一方の事由に基づく顕整体の行使価値の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自並びにその事由・調整前の行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自並びにその事由・調整前の行使価額、課整後の行使価額の扱びでの適用の日のその他必要な事項を、適用の日の同日までに本新株予分機をに通用の日のその他必要な事項を、適用の日の同日までに本新株予分機をに通用の日の適日までに前記の適知を行うことがときないときは、適用の日以障すみやかにこれを行う。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価額の総額に新株予的権の行便に関して扱い込むべき全額の会計網を合理した金額は減少する。 本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格と 行便請求に係る各本新株予約権の行便により株式を発行する場合における増加する資本条及が資本等の対して関して扱い込むでき金額の協額に、行便請求に保護などする。2 、新株予約権の行便により株式を発行する場合に対ける増加する資本条及が資本を等項加限度額の2分の1の金額としく計画の規定と付当計画検索状でを出している場合に対している場でので使用のの場合に対している場では関いの場では、2 ・新株予約権の行便により株式を発行する場合については、取得日の前日までとする。と計算別関係が条件、関に受っては対が本所を予り権の全部域を可じた。当社が取得の条件、関に受っては対が本所を予り権の全部域と同様の関いの場合については、取得日ののよの体ので使請求の数と場所を対して当まの表別に対しまして、当まの場所については、取得日ののよの体の方式をとついまの表別に対してきない。本新株予約権の関目と成れてきるとは、は多数保存日の。とこれを新株予約権の別目と成れてきるとは、対して当まを取引した場合のものはのいを起えても場合において、当株予約権の関ロの場合を方式を対してきない。本新株予約権の取得の表にしている。地株予約権のの取得の表に対してきる。とお、本新株予約権のの取得とするとは、地変でのおりの取得とするとは、地域であり、1 まを取得した。1 まを取得したる。1 まを取得した。1 まを取得した。1 まを取得した。1 まを取得した。1 まを取得した。1 まを取得した。1 まを取得したる。1 ま		日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の
第本子的権の行使により 株式を発行する場合は、対象は、一般でので使により支付をある。 (6) 本類類(1) 号及び第(2) 号の「行便師師の調整を必要とする場合(以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を必要とすると考し、当社を存業会社とする合併、当社を存業会社とする合併、当社を存業会社とする合併、当社を存業会社とすると表、行便価額の調整を必要とすると表、行便価額を顕整を必要とすると表、行便価額の運差と必要とすると表、行便価額の事当に当たり使用すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後の行使価額の事当に当たり使用すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後の行使価額の審当に当たり使用すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後の行使価額の審当に当たり使用すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後の行使価額の第当に当たり使用すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後の行使価額の第当に当たり使用すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後の行使価額の書とにもより、「使用額の資金を心臓・調整後の行使価額及びその適用の日から他必要な事項をよっただし、本項第(1)号に示される株式が到的場合を心他直角の日か時由までに前記の通知を行うとんができないときは、適用の日の前日までに本が株子的権を一方とんができないときは、適用の日の時日までにあれてお行うことができないときは、適用の目の時日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の目の時日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の目の時日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の目の時日までに前記の通知を行うとができないときないの発行価額の総額に対策が持つ行使に応じては必要が通じ減に対する。 「注)新株子が権の行使により成立を発行する場合を成立に持つを発行値格と、表述に関係を発行をしまり支付を全額の総額に、1 株の発行価格人に関係で使用を行け使に応じているが、対域を対しました。 「本新株子的権の行使により対式を発行する場合におして増加する資本金等期加限度額の2分の1 の金融とする。 「本新株子的権の行使により当社当当株式を発行する場合におして増加する資本金等期加限度額の2分の1 の金融とは、1 新株子的権の行使により当社当当本が株すの指令の収集の事由及び取得の条件、構に従って当社が本新株中的指の変は上の手を取りで資本を受けまる。 新株子的権の行使の条件 と、新株子の権の行使に対していては、取得日の前日までとする。 新株子的権の行使の条件 と、新株子の権の行使の認の15の外を超えに対して当まの事事は反対である。 「本が株子的権の関連の事はのとは、1 新株子的権の関連の 150分を超れまできる。 新株子的権の行使の条件 と、新株子の権の行使の第の150分を超えた場合により、 は、子が機の行使の条件を必要が表していては、取りの事のの取得をできる。本新株子の権の行を誘致の対してきない。 が株子的権の可能の発生の対しに関係を関する場所を関連の150分を超れまできる。 新株子的権の可能の発生の対し、1 新株子的権の前の150分を超れまできる。 新株子的権の可能の発生のとは、1 新株子的権の150分を超れまできる。 新株子の権の行使誘致の込込取扱場所 まれまの第一を表する事が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表		発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し
高当社普通株式敷を含まないものとする (6、本頂代)号及び現(2)号の行機価値の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる 場合には、当社は、必要な行便価値の調整を行う。 当社を存級会社とするの供、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全報会社と する株式交換のために行使価値の調整を必要とするとき、その他行使価値の調整を必要とするとき、その他行使価値の調整を必要とするとき、行便価値を調整すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後 の行使価値を調整すべき時値につき、他方の事由に基づく調整後 の行使価値の調整を必要とするとき、との他の行使価値を調整するとき、との他の行使価値の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面に よりぞの信金びにその事由・調整所の行使価値、調整後の行使価値及びその適用の日 その他必要な事項を、適用の目の前日までに本節株予約権者に適知する。ただし、本 項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに応配の適知を行うことができないときは、適用の日の間でみやかいこれを行うっことができないときは、適用の日の間でみやかにこれを行うことが、とまる野行が書いてきないときは、適用の日の障碍・みやかにこれを行うことが、対象が発達してきる動の差別なできる場合の株式の発行価格及び資本組 イボスを発行する場合の株式の発行価格及び資本組 を経済がよりた場合には、新株予約権の発行により対する事情がする場合が成れている場合がで使により支付する当社普通株式、特殊予約権の行使に戻して込い込むでき金額の起館に、万株予約権の行使に戻してびい込むでき金額の起館に、万株予約権の行使により支付する当社普通株式、1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使によりり支付を書がする場合を対する場合に対しる場合はよりませまな。 第本株予約権の行使により技术支援を主める場合における場合にの対象を対して対象を主がある場合に対しる場合により情報の対象を担える株式の数し傾記を主じる場合における場合に対して使調を受けを関する本事株予約権の行使に素の受け場所 要増金の信とする。 新株予約権の行使により年本の場を重加で関を強力の政策を主じる場合についまを取得する本新株予約権の可能を主じる場合については、取得日の前日までとずる。当社が取得の条件。欄に従って当社が本新株予約権の全部及じを制定していては、取得日の前日までとする。 新株予約権の関係の場合については、取得日の前日までとする。 新株予約権の別毎の割当日以降、株式会社名古屋延り取り所における当社普通株式の普通取引を対象でが設定する場合にはは対象で制ののがのにより取得の条件。個にできる。とが、大きを提供の割当日以降、株式会社を古屋通り取り所における当社を発展が表については、対策予が権の引きの対象をでが表であるが表に対象のでが表であるが表が特徴の割当の取りにできる。とが、大きを表が表がも確の部のではの対象をできる。と述れる事様を予定の取りを定めである。本新株予的権の割当日以降、大変の目に適用のものが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が		た数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号の場合には、行使価額調整式で使用
(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価値の調整を付う。 場合には、当社は、必要な行使価値の調整を付う。 場合には、当社は、必要な行使価値の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価値の調整を必要とするとき、その他行使価値の調整を必要とするとき、その他行使価値の調整を必要とするとき、その他行使価値の調整を必要とするとき、その他行使価値の調整を必要とするとき、その他行使価値の可能と当な行業を必要とするとき、行び価値を調整でで書車前が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価値の関値に当たり使用すべき時価につき、他方の事由に基づく調整後の行使価値の関値に当たりでは個額の関節を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整所の行使価額の開盤を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自並びにその事由、調整所の行使価額の研究をで適か行で、場面が行動にあります。 (7) 本項に受るところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整所の行使価額の研究を行びの適用の日の前日までに前知での適知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う、ありまず前した場合には、前株予約権の行使に関しておいこを合いしたでは、当までは、当までは、当までは、当までは、当までは、当までは、当までは、当ま		する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられ
場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存務会社とする合併、当社を兼維会社とする吸収分割、当社を完全報会社とする体質の関係を必要とするとき。 その他行使価額の課整を必要とするとき。 その他行使価額の課整を必要とするとき。 その他行使価額の調整をごうときは、一方の事由に基づく調整後の行使価額の調整をごうときは、当社は、あらかじめ書面によりその自立があるとき。 (7)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自立がしての事由、調整前の行使価額の対象を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自立がしてる事由、調整前の行使価額の対象を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自立がしてる事由、調整前の行使価額の対象で行うをは、当社は、あらかじめ書面によりその自立がしてる事由、調整前の行使価額の役の行使価額のがする。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の組合その他適用の日の前日までに本族体子約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の組合その他適用の日の前日でにおり様式を終行する場合の株式の発行価額の総額 (注)新株予約権の作使により 株式を発行する場合と対した新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行価値数と額といる主義に関いました金額に成りまする。 新株予約権の行使によりませる発行である場合に対して扱いるとは、会社計算が関係の特に「株の発行価格とび資本組入機を活動した場合に関して払い込むべき金額の総額に「行便請求に係ると本新株予約権の行使に関して払い込むべき金額の総額に「行便請求に係ると本新株予約権の行使に関して払い込むべき金額の総額に「行便請求に係ると本新株予約権の行使に関して払い込むべき金額の総額に「行便請求に係ると本精株予約権の行使に関して払い込むべき金額の総額に「行便請取るの資金を対しり上げた級とする。」当は資金を対して関係の特に関する場合におけて増加を関係的では関係のでは関係のでは関係のでは関係のでは関係をしていまして対し関係のの関係を担して対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		る当社普通株式数を含まないものとする。
当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全類会社とする株式交換のために行便価額の類整を必要とするとき、その他行使価額の類整との要とするとき、行便価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の質量と変とするとき、行便価額を調整するとき、行便価額を可能に当たり使用すべき時価にごき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (7) 本項に定めるところにより行使価額の課整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその資金の対しての適用の日本の自動では一般であるとき、第一次の言意がにその事由、調整前の行使価額の理を使の行使価額のでする必要があるとき、(7) 本項に定めるところにより行使価額の課整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその資本のところにより行権価額の課題を使の行使価額のでする。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他週周の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う、ことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行うことが表れていま合により、新株予約権の経験 (注) 対策を制度を通知した場合には、新株予約権の影行価額の総額に新株予約権の行使に応して、近い込むべき金額の合計額を含単した金額は減少する。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式、1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の発行では取りて使じまりまりでは、対して対しても金額のを制度に行復請求に係る各本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本を対して対してが表が表が、予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記・新株予約権の目的となる株式の数、権を制力が関していた額とする。 2. 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本金の対して対してが表が表が表が表して対しては、対して対してが認定のとかのの金額として計算の結果11円未満の端数を生じる場合によりで観点を増加する資本を増加限度額の2分のの金額として計算の利用に発行する場合において対してが関するが未対を増加する資本を増加限度額の2分のの金額とする。 新株予約権の行使は表の数次場所、KFE JAPAN株式会社 管理技術を部人事総務経理部・株式会社で関する場合に対して対して対しては、数数の目の自までとする。 新株予約権ので行使の条件 毎に従いて、当該の場目の自までとする。 新株予約権の取得の銀行の表に対して対しては、対して対しては、対しを関すのの場合を対しては、対しで表が表を対していては、対して対しては、対して対して対しては、対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対		(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる
する株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき、その他行便価額の調整を必要とするとき、行便価額を課整で水管車が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行便価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日をの他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予的権者に適却する。ただし、本項条に対した場合のは、ことができないときは、適用の日の前日までに本新株予的権者に適当する。ただし、本質を持つる場合の株式の発行価額の総額 1 の		場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
その他行使価額の調整を必要とするとき、 行使価額を調整で、で書申的が2つ以上相限して発生し、一方の事由に基づく調整後 の行使価額の関出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮 する必要があるとき。 (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面に よりその旨並びにその事由、調整館の行使価額及びその適用の日 その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行 うことができないときは、適用の日の降すみやかにこれを行う。 が株子約権の行使により (2) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約 権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合写した金額は減少する。 新株予約権の行使により受付する当社苦通株式、株の発行価格は、行使請求に係る 本新株予約権の行使により以ても払い込むべき金額の参配によりで付する当社苦通株式、株の発行価格は、行使請求に係る各本新株 予約権の発行価額の総額とからでは、以下、公職を制度の発行の情報といる場合において増加する資本金の教験とした語とする。 2. 新株予約権の行便によりは大きを発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項の規定に従い資出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額とし、(計算の規集) 円に表別 本式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項の規定に従い資出される資本の課金で到ことが多なの額とは、合社計算規則第17条第 1項の規定に従い資出される資本の意を取りま分を取りまる。 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において簡単する場合においた額をの額とする。 新株予約権の行使請求の要付場所 を選挙するに対する事件が規定しいでは、取得日の前日までとする。 1 - 新株予約権の行使請求の受付場所		当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社と
その他行使価額の調整を必要とするとき、 行使価額を調整で、で書申的が2つ以上相限して発生し、一方の事由に基づく調整後 の行使価額の関出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮 する必要があるとき。 (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面に よりその旨並びにその事由、調整館の行使価額及びその適用の日 その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行 うことができないときは、適用の日の降すみやかにこれを行う。 が株子約権の行使により (2) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約 権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合写した金額は減少する。 新株予約権の行使により受付する当社苦通株式、株の発行価格は、行使請求に係る 本新株予約権の行使により以ても払い込むべき金額の参配によりで付する当社苦通株式、株の発行価格は、行使請求に係る各本新株 予約権の発行価額の総額とからでは、以下、公職を制度の発行の情報といる場合において増加する資本金の教験とした語とする。 2. 新株予約権の行便によりは大きを発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項の規定に従い資出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額とし、(計算の規集) 円に表別 本式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項の規定に従い資出される資本の課金で到ことが多なの額とは、合社計算規則第17条第 1項の規定に従い資出される資本の意を取りま分を取りまる。 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において簡単する場合においた額をの額とする。 新株予約権の行使請求の要付場所 を選挙するに対する事件が規定しいでは、取得日の前日までとする。 1 - 新株予約権の行使請求の受付場所		 する株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の費出に当たり使用すべき時値につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自並びにその事由、調整前の行使価額及びその適力の日本の地の要な事項を、適用の日の前日までに本新味予的機管もごの通知を行うことができないときは、適用の日の前日でに本新味予的機管した新味予的構工の発行の目標によります。 (注) 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行価額の設額 (注) 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行価額の設額 (注) 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行価額の設額 (注) 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行循額の設額 (注) 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行価値の分類を組 (注) 新株予約権の行使により 大き金額の合計額を含り上を金額の分割を指した金額に減少する。 (1) 新株予約権の行使により 大き金額の合計額を含り上をっているいからで、会社が関連を指しているいからで、会社が関連を指しているいからで、会社が関連を担け、表示を発行する場合における増加を表示に係る各本新株予約権の行使により サボスを発行する場合における増加を表示に係る各本新株予約権の行使により サボスを発行する場合における増加する資本金及び資本準備金を発行値隔の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数、間記 前の対象には、会社が関連制第17条第 1 項の規定に従い 育出される増本金及び資本準備金の銀とする。 (2) 新株予約権の行使により 当社普通株式を発行する場合における増加する資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額としく 1 が成りを生じる場合における増加する資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額としく 1 が成りを生じる場合における関本金の額を減して動きが関連によるの報を減していては、取得日の前日までとする。当社が取得の条件、標に従って当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合については、取得日のの前日までとする。 本新株予約権の行使請求の政、場所 株式会社三井住支銀行 新様再支店 まずの 2 週間 前の 3 単 1 単 1 単 1 単 1 単 1 単 1 単 1 単 1 単 1 単		その他行使価額の調整を必要とするとき。
の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮 する必要があるとき、 (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその目並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日 その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権省に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う お株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 (注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 (注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額に新株予約権の行使により 本新株予約権の行使によりと対する当当治が取得した新株予約権の行政により支付する当当地通域は、1 株の発行価格の表的 各本新株予約権の行使によりと対する当当地通域は、1 大の発行価格のとの発行価額の総額を加えた額を別じて、当まの発行信頼の総額を加えた額を別記「新株予約権の行使によりとり付する当当権通域は、1 大の発行価格のとの発行機能の発行価値の総額を加えた額を別記「新株予約権の行政によりと対する当場合は、1 大の発行価格のとの発行価値の総額を加えた額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」機 ご載の対象株式数で除した額と別記「新株予約権の目的となる株式の数」機 ご載の対象株式数で除した設とする場合における増加する資本金分額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い第出さる場合において増加する資本金分額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い第出さる場合において関加する資本金等増加限度額の5 増加する資本金等増加限度額から増加する資本金等増加限度額から増加する資本金の額と近した額を増加する資本を通過を担け、取り行便能表のの数と目しまが取得する場が提出でいては、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使譲求の取り場所 新株予約権の行使譲求の取り場所 まが表の対象体の所で、取得日の制度に適用のある行使側額の180%を超えた場合においが表の対域の条件 (権に従って当社取扱を分析を関連に適用のある行使側部の180%を超えた場合においが表の表が限の条件 の影が関心であるといて、1 、新株予約権の下・取得日の表の行を動態の15億とできない。 本新株予約権の可能なの対域所 株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値が 5 取引日連続して、当該取引日に適用のある行使側部の180%を超えた場合において本新株予約権の所収得る日(以下、「取得日、といできる、新株予約権のの部の取得をする場合には、抽選 名の性の合理的な方法として当は取締投会が決定する方法とはり 当該取得日に応行する本新株予約権の全部 又は一定を3、569円で 当該取引日に残存する本新株予約権の全部 又は一定を3、569円で 当該取引日に残存する本新株予約権の全部 又は一定を3、569円で 当該取引日に残存する本新株予約権の企業を1 担に適用のある行使的が表して当該取引のある行使的が表して当該取引を対して当該取引を対して対し、2 に対し、2 に		
する必要があるとき、 (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面に、よりその自並びにその事由、調整剤の行使価額。調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事頂を、適用の日の創口までに本新株予約権者に適知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の削口までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 (注)新株予約権の経期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使により、新株予約権の予律によりと対しなる会議の会計額を合算した金額は減少する。 新株予約権の行使により 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格を各事新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格を各事新株予約権の行使により技工を発行する場合の株式 1 株の発行価格を各事新株予約権の行使により技工を発行する場合にあれて増加する資本金の額による・新株予約権の行使により支付する当社普通株式 1 株の発行価格と 名布新株予約権の行使により支付する当社普通株式 1 株の発行価格と 名布新株予約権の行使によりと対し込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の行使により技工を発行する場合にあける増加する資本金の額、は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い買出される資本の研究を付金加りとするの表別に会別を表して増加する資本金の額とは、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い買出される資本金の額を減じた額を増加する資本金額による発力制度の行使期間の規定を生じる場合におした額を関連する。当社が取得する本金の額を減じた額を増加する資本金額にした額を増加する資本金額を減じた額を増加する資本金額を増加する資本金額を減じた額を増加する資本金額を減じた額を増加する資本金額を減じた額を増加する資本金の額を減じた額を増加限度額の2分の1 の金額として前額の類の表とも同じまでとする。 新株予約権の行使期求の収入場所株子約権の全部として増加する資本の数の行使商請求の収入場所株式会社自由を取り書をとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様決変にありまとして、第様に変にありまとして、第様に変にありまとして、第様決変にありまとして、第様に変にありまとして、第様に表して、第様に表して、第様に表して、第様に表して、第様に表して、第様に表して、第様に表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表		
(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書画によりその目並びにその事由、調整額の行使価額及びその適用の日をの他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権名に適知する。たみ、項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに本新株予的権名に適知する。ため、東項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式、1株の発行価格及び資本組、新株予約権の行使により集式を発行する場合の株式、1株の発行価格及び資本組、予約権の発行価額の総額を対した。2・新株予約権の行使に影して私い込むのき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の行使により当社普通株式・1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使により当社普通株式・1株の発行価格の数、構善に配数が象株式数で除した額を対した。2・新株予約権の行使により共就を発行する場合における増加する資本な及び資本準備金本新株予約権の行使により技術者の場合はおいて増加する資本なの政の表別を構造により、当該資金会等増加限度額から増加する資本なの領を滅した額を増加する資本を等増加限度額の2分の1の金額としく計算の結果1円未満の端数を生じる場合はおいで増加する資本を分増加限度額の2分の1の金額としく計算の結果1円未満の端数を生じる場合はおいで増加する資本準備金の額とする、)、当該資金を等増加限度額から増加する場本を等増加限度額の2分の1の金額と対して増加する場本を対しませが取得する場合は表別でではまなの取り、増加する場が表別を増加する場が表別を増加する場合においては、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の受付は構定の受け、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の取り場所を提供については、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の取り場所を提供については、取得日のある行使価額の180%を超えた場合におい、新株予約権の行使請求の取り場所を提供できない。 まが株予約権の行使請求の取り場所を超えいなが表別を超えいていまが、表別の表別を超えいまが、取得する場合に表別を超えいまが、取得の条件を表別を超れるが、表別の表別を担いまが、表別の表別を担いまが、表別の表別を通知のよりを超えいまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を通れていまが、表別の表別を表別を通れていまが、表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		
よりその旨並びにその事由、調整的の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日 その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本 項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行 うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。 (注)新株予約権の存使により 株式を発行する場合の株 (注)新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 (注)新株予約権の行使により特式を部行する場合の検式1株の発行価格 (注)新株予約権の行使により共式を発行する場合の株式1株の発行価格 (注)新株予約権の行使により対式を発行する場合の株式1株の発行価格 (表)が設めべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 新株予約権の行使によりな付する当社普通株式1株の発行価格は「使調求に係る 各本新株予約権の行使により支付する当社普通株式1株の発行価格は、行便請求に係る 各本新株予約権の行使によりりを1を主き、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄 記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額 は会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額としく計算の結果1円未満の端数を生じる場合はおいて増加する資本金の額 は会社計算規則第17条第1項の規定に従い類出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額としく計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた配合 する。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本 準備金の額と減して設定する。 新株予約権の行使講求の 受付場所、取次場所及び 払込取扱場所 新株予約権の行使商家の報告を目においては、取得日の前日までとする。 1. 新株予約権の行使請求の設定場所 ドFEJAPAN株式会社管理域括本部人事総務経理部 神奈川県共同市地に医療積減三丁目18番地20 2. 新株予約権の行使請求の設定場所 株式会社主并は支銀行 前模浜支店 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合にあい て当社取締役金が取得する通知又は公告を行うことにより、当該取得 日において本新株予約権1個につき3,680円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部 双口の2週間前までに本新株予約権1個につき3,680円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部 又口2週間前までに本新株予約権1個につき3,680円で、当該取得日に残存する本新株予約権の金部 又口2週間前までに本新株予約権1個につき3,680円で、当該取得日に残存する本新株予約権の金部 スとして、対域の場合には、加速の場合を超さるにより、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本 項類(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行 うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。 403,953,745円 (注)新株予約権の権利行便期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約 権を消却した場合には、新株予約権の発行価値の総額に新株本的権の分子(使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額 1.新株予約権の行使により味式を発行する場合の株式、株の発行価格と、行使請求に係る 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格と、行使請求に係る 各本新株予約権の行使により共式を発行する場合はあける増加する資本金及が資本準備金 を利権の発行価値の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄 記載の対象株式数で除した額とする。 2.新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額 は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の全の句 1の金額として計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と する。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本 準備金の制とする。 新株予約権の行使請求の の事由及び取得の条件、欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合。 当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の必受付場所 ※ドFEJAの子の外式会社、管理統括本部人事総務経理部 神奈川県構浜市港北医新横浜三丁目18番地20 2.新株予約権の行使請求の私込取扱場所 株式会社三井住友銀行、新横浜支店 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合におい て、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合・記され場合におい て、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合・記され場合におい で、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合・記述、当該取引 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合におい て、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合・記して、当該取得日」という。)を定めた場合・記述、当該取得 日において本新株予約権の割当日の限のできる。入まの表述を提示して、当社取締役会の派表でする本新株予約権の自選のとおれて、の終役会の派表として当社取締役会の派表でする本新株予約権の自選のとおれて、の後におけて、の後により、対しまれて、の後により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、では、当様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、の様により、では、の様により、の様		
頂第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 人額 本新株予約権の行使により 大額を発行する場合の株式1株の発行価格とで調本に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 新株予約権の行使により支付する当社普通株式・株の発行価格とで資本組 人額 本新株予約権の行使により支付する当社普通株式1株の発行価格は「行使請求に係る各本新株予約権の発行価格の総額に対した額とする。 2. 新株予約権の行使により支付する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行便により時代に第2り対して額とは、会社計算規則第1条第1項の規定に従い算出される資本金を増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の規定とびり算出される資本金を増加限度額から増加する資本金の額はよ会社計算規制第1項の規定に従い算出される資本金を増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とし、計算の結果1円未満の規定をせらる場合はその端数を切り上げた額をする。 新株予約権の行使請求の要付場所 以が場所及び 払込取扱場所 本務株予約権の行使請求の要付場所 KFE JAPAN株式会社で開発を生じる場合と部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 1. 新株予約権の行使請求の要付場所 KFE JAPAN株式会社 管理統括本部人事総務経理部 神奈川県横末市港北区新横浜三丁目18番地20 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権の行使の条件 日日の条件 日日の条件 日日の条件 日日の条件 日日の第次を超えた場合に表が検索川県横末市港北区新横浜三丁目18番地20 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 株式会社上井住女銀行 新横浜支店 本新株予約権の引援に関する日(以下、「取得日」という」)を定めた場合、当社は、当該取得日において本師株予約権の割当日に連続して、当該取引日に残存する本新株予約権の全部 のの経過が5取引所にの計する場では、当該取引日に残存する本のでは、対策の発行して、当該取得日に残存する本のでは、対策の発行して、1、当該取得日に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本師株予約権の書節以より活するもといとする。 本新株予約権の課該に関することができる、3、8の4年本が株予の権の全部 又は、当該取得日に残存する本新株予約権の全部 のの経過を対することができる、3、8の4年本が株予的権の全部 又は、当該取得日に残けないの場合は、対策の発行を対する通知又は、対策の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		
一つことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額 1. 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格とで使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 新株予約権の行使によりな対する当社普通株式1株の発行価格と、行使請求に係る各本新株予約権の発行価格及び資本組 人額 2. 新株予約権の行使によりな対する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の発行価格及び資本組 人額 2. 新株予約権の行使によりな社の主なを額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価格とで資とり株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はより、増加する資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はより、指摘を切り上げた額とする。 新株予約権の行使財間 平成22年6月11日から平成25年6月10日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の国等本金が増加する資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。 新株予約権の行使請求の受付場が、取び場所及び場所が取り、大下を1月10日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合に対しては、取得日の前日までとする。 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 KFE JAPAN株式会社管理統括本部人事総務経理部 神宗川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20 2. 新株予約権の行使請求の取り、場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の取り、場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 会本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引 の絵値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得の割り、を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という、)を定めた場合・当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日におけて、当社取締役会が取得の目の180%を超えた場合には、抽選をの他の適理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約 権を涓却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に除して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使によりでは下 2 大の発行価格及び資本組 入額 おり 2 大の権の行使によりではい込むべき金額の始額に、行使請求に係る 各本新株予約権の行使によりでは、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄 記載の対象株式数で除した額と 5 人の発行 3 場合における増加する資本金の額 は、会社計算規則第17条第 1 頂の規定に従り 第一台は、第一台を関する場合において増加する資本金の額 は、会社計算規則第17条第 1 頂の規定に従り 第一台を指令とより出土が高資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額として計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする、)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減した額を増加する資本金の額を対した額を増加する資本金等増加度を設めた場から増加する資本金の額を減した額を増加する資本 準備金の額とする。 平成22年6月11日から平成25年6月10日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の印度請求の要付場所、取次場所及び 払込取扱場所 KFE JAPAN株式会社管理統括本部人事総務経理部 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20 2 ・新株予約権の行使請求の扱次場所 該当事項はありません、3 ・新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 日本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 日本新株予約権の行便請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 日本新株予約権のでは認求の表さといてきない、 1 ・新株予約権の関連にできない、 2 ・新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5 取引日連続して、当該取り目に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する目(以下、「取得日」という、)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権目の協定の表3、5569円で、1 対取締役会の予約を超っである場合には、抽選その他の譲渡に関するまとして当社取締役会の永認を要するものとする。 本新株予約権の譲渡に切いては、当社取締役会の永認を要するものとする。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権の発行価額の総額 権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。	**** 7 14 15 0 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	
式の発行価額の総額 権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使によりで付する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の行使に関して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の行使によりは計工を発行する場合における増加する資本金の数		
## 予約権の行使により 株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格 大の発行価格及び資本組 入額 名本新株予約権の行使により支付する当社普通株式1株の発行価格は 行使請求に係る各本新株 予約権の発行価格の総額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄 記載の対象株式数で除した額とする。 2 . 新株予約権の行使により地式を発行する場合における増加する資本金の変値は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算知則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はよる適当を表の額を減した額を増加する資本金の額を対した額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減した額を増加する資本準備金の額とする。 ## 備金の額とする。 ## 本の22年6月11日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権の行使請求の受付場所 KFE JAPAN株式会社管理統括本部人事総務経理部 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20 2 . 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。3 . 新株予約権の行使請求の取次場所 核単の行使の条件 日日新株予約権の行使請求の取次場所 接出を対して表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		
新株予約権の行使により 1 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄 2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により共式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額としく計算の結果1円未満の端数を生じる場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額としく計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 「中成22年6月11日から平成25年6月10日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 「新株予約権の行使請求の受付場所というでは、取得日の前日までとする。」 「新株予約権の行使請求の収入場所というでは、1 ま株予約権の行使の条件を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	式の発行価額の総額 	
株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の対象件価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により特式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本金の額とする。 第株予約権の行使期間 の事由及び取得の条件 相に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取場所 以場所及び払込取扱場所 以場所及び払込取扱場所 以場所及び払込取扱場所 以場所及び払込取扱場所 以場所及び払込取扱場所 以表別表別 は、会社・主性を銀行・新様・子約権の行使請求の受付場所 以の事由及び取得の条件 関に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当該取引用における当社普通株式の普通取引 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20 2. 新株予約権の行使請求の私込取扱場所 株式会社三丁目18番地20 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三丁目18番地20 名 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三丁目18番地20 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する目(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日におけて、当該取得日における3番に対して、当該取得日に改きするも対して、当該取得日に改きするも対して、当該取得日に改きするも対して、当該取得日に改きするものとする。新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
式の発行価格及び資本組 人額		
入額 子約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄 記載の対象株式数で除した額とする。 2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により出社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間	┃株式を発行する場合の株	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、 行使請求に係る
記載の対象株式数で除した額とする。 2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額に、会社計算規則第17条第 1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額をする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間	式の発行価格及び資本組	各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 平成22年6月11日から平成25年6月10日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の受付場所 KFE JAPAN株式会社管理統括本部人事総務経理部神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20 2. 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所株式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引の理論して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。	入額	予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間		記載の対象株式数で除した額とする。
は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間		2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間		本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額
##金の額とする。 一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一		は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の
#備金の額とする。 新株予約権の行使期間		1 の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と
新株予約権の行使期間		する。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本
の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の受付場所 及び、以場所及び、投資に関係して、当該取引目に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する目(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日において、当社取締役会が取得する目のと適間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において、新株予約権の全部又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権の一部の現得のと適間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権の一部の取得を部構を対して、当該取得日に対して、当該取得日に対して、当該取得日において本新株予約権をの主のとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		準備金の額とする。
当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の受付場所 受付場所、取次場所及び		平成22年 6 月11日から平成25年 6 月10日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得
当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 新株予約権の行使請求の受付場所 受付場所、取次場所及び		 の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合。
 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び 払込取扱場所 払込取扱場所 お株子約権の行使請求の受付場所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20 2.新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 		
受付場所、取次場所及び 払込取扱場所	 新株予約権の行使請求の	
払込取扱場所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20 2 . 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権の取得の 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部 又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
2.新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。		
該当事項はありません。 3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合におい て、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取 得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得 日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部 又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選 その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	JAC-4/3/X-3/1/1	
3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合におい て、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取 得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得 日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部 又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選 その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
#式会社三井住友銀行 新横浜支店 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日において本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。	がせるかたのにはのなか	
事由及び取得の条件 の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。		
て、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す	自己新株予約権の取得の	
得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	事由及び取得の条件 	
日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部 又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選 その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		て、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取
又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。		
その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		日において本新株予約権1個につき3,569円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部
新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		│ 又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選
		その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
る事項	新株予約権の譲渡に関す	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	る事項	

有価証券届出書(組込方式)

代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することのできる期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 金及び資本準備金」に準じて決定する。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)1.本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに 記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求 の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとしま す。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる 金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新 株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- 2 . 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

- 3.当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行に伴い、平成21年6月26日開催の第10回定時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しません。
- 4. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
403,953,745	23,360,000	380,593,745

- (注)1.払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,943,745円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額(400,010,000円)を合算した金額であります。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.発行諸費用の概算額は、下記の通りであります。

(アドバイザリー費用) 17,000,000円 (価格算定費用) 2,000,000円 (その他費用) 4,360,000円

4 . 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手 取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本新株予約権による調達資金につきましては、平成22年6月11日から平成25年6月10日までの権利行使期間中に、権利 行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、既存事業に対する運転資金及び新規事業資金として充当する予定であります。 需要が回復傾向にある当社主要事業である電子部品事業の資材調達資金として210百万円、今後市場規模の大幅な拡大

需要が回復傾向にある当社主要事業である電子部品事業の資材調達資金として210百万円、今後市場規模の大幅な拡大が見込まれている3D(立体映像)製品及び新規電子部品事業の開発資金として70百万円、合計300百万円を予定しております。また、新たな3D(立体映像)関連事業分野への参入を目指すための新規事業資金に100百万円を予定しております。

なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善に支障をきたす可能性があります。その場合には、事業計画の見直しを行う必要性があるとともに、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について >

想定している使途	想 定 金 額	想定支出予定時期
電子部品事業の資材調達資金	210百万円	平成22年6月~平成25年6月
3 D (立体映像)製品及び新規電子部品事業の 開発資金	70百万円	平成22年 6 月 ~ 平成25年 6 月
新規事業資金	100百万円	平成22年6月~平成25年6月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社	
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	<u> </u>
直近の有価証券報告書等の提出日		
有価証券報告書	平成21年 6 月29日提出	第148期 自 平成20年4月1日
		至 平成21年3月31日
四半期報告書	平成22年2月5日提出	第149期第3四半期 自 平成21年10月1日
		至 平成21年12月31日

b.提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と割当予定先との間には、本新株予約権の発行による資金調達に係るアドバイ ザリー業務の受発注関係があります。

c . 割当予定先の選定理由

当社の事業戦略を理解いただき、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索し、幹事証券をはじめとする証券会社等から斡旋を受けて複数の有力先と接触を重ねてまいりました。

こうした複数の有力先との交渉の結果を踏まえ、割当予定先としてOakキャピタル株式会社を選定いたしました。

同社と接触をもったきっかけは、投資会社である同社が、新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、資金調 達のご案内をいただいたことに端を発しております。

同社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在成長力が高い新興上場企業に対する投資を積極的に行っている東証二部の上場会社であります。当社は同社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

有価証券届出書(組込方式)

当社が同社を割当予定先として選定した理由は、まず、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない純投資目的であることや、可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得する株式を売却していく方針であることも重視いたしました。次に、同社は投資支援先等に対する事業戦略コンサルティングを行っており、幅広いネットワークを持っていることから、顧客の紹介をしていただくなどにより潜在的な需要の開拓が期待でき、当社の収益に結びつく可能性があると考え、同社を割当予定先とすることは当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

d.割り当てようとする株式等の数

割当予定先である〇akキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は22,100株であります。

e . 株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社が取得する本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨の表明を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいており、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。また、同社が平成22年5月7日に公表した平成22年3月期決算短信により、本新株予約権の発行価額の払込み及び行使請求に足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

g . 割当予定先の実態

当社は、Oakキャピタル株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても第三者機関に調査を依頼し、同社が特定団体等との間における関係がない旨の確証を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に 定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第 三者機関が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個当たりの発行価額を金3,569円といたしました。本新株 予約権の発行価額の算定方法については、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法に ついて適正なものであることを確認いたしました。

また、行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、割当予定先であるOakキャピタル株式会社との協議の結果、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議日の直前取引日である平成22年5月21日の名古屋証券取引所セントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値20,010円を参考として、行使価額を18,100円(ディスカウント率は9.54%)といたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日終値を参考に行使価額を18,100円といたしましたのは、当社が平成22年5月18日に公表した平成22年3月期決算短信及び平成23年3月期業績予想発表後に形成された株価が、直近の市場価格として、当社株式の価値をより公正に反映していると判断したことによるものであり、当社の業績動向、当社の株価動向、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、直前取引日終値を参考として行使価額を18,100円(ディスカウント率は9.54%)とすることを決定いたしました。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員(内、社外取締役1名)の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員(内、社外監査役2名)から、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件等は、特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

Oakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数22,100株に係る議決権数は22,100個となり、当社の総議決権数22,226個(平成21年12月31日現在、以下同じ)に占める割合が99.43%と25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対すを 議決権 割合 (%)
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8-10-24	ı	-	22,100	49.85
原田 隆朗	東京都世田谷区	8,607	38.72	8,607	19.41
チャイナ・アンプル・イン ベストメンツ・リミテッド (常任代理人 原田隆朗)	P.O.Box957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, the BVI(東京 都世田谷区)	2,676	12.03	2,676	6.03
ジャパンベストレスキュー システム株式会社	名古屋市昭和区鶴舞2-17-17	1,700	7.64	1,700	3.83

有価証券届出書(組込方式)

川崎 博康	東京都豊島区	527	2.37	527	1.18
トウヨウセキユリテイーズ アジアリミテツドアカウン トリヨウジフルカワ(常任 代理人 東洋証券株式会 社)	Unit 502, 5/F., Henley Building, 5 Queen's Road Central, Hong Kong(東京都中 央区八丁堀4-7-1)	340	1.52	340	0.76
日邦工業株式会社	東京都大田区北嶺町2-10	262	1.17	262	0.59
田中 俊雄	東京都目黒区	210	0.94	210	0.47
草間 徹	横浜市港北区	200	0.89	200	0.45
藤沢 亨	東京都渋谷区	200	0.89	200	0.45
鈴木 良一	愛知県豊橋市	175	0.78	175	0.39
計	-	14,897	67.03	36,997	83.46

- (注)1.平成21年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 2.割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成21年9月30日現在の発行済株式総数に、Oakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数22,100株を加えて算定しております。
 - 3. Oakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の行使により所有議決権数の割合は増加していくことになりますが、同社の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の 内容

当社は、環境に優しい企業として、地域社会への貢献ならびに急速な市場拡大が進む環境関連分野での成長を目指し、昨年度より環境関連事業に参入いたしました。このLED照明市場は、政府や地方公共団体のエコ促進策が推進されるなど、今後急速に拡大が期待されている市場であります。こうした状況のもと、当社は、高品質且つ価格優位性の高い新しいLED蛍光灯(1参照)の開発に成功し、開発したLED蛍光灯を当社オリジナルブランドとして、企業、地方公共団体等多方面に渡り販売してまいりました。当社の環境関連事業におきまして、4月末にはLED照明の完成品事業については、財務基盤の磐石な株式会社シャルレに売却し共同運営することで、早期に飛躍的な成長を期待できる事業とすることとなりましたが、電子部品事業を主事業とする当社の得意分野とのシナジーが期待できるLED照明の電源(高信頼性、長期保証)の受託開発分野に進出することとしました。さらに、平成22年3月期より市場に種まきをしてきたエコバイク事業の電動三輪バイクも電気自動車が市場で注目を集める中、大きな飛躍が期待され、バイオマスプラスチック事業では日本有数の製菓会社の製品に採用された実績もあり、平成23年3月期には他社製品への展開ができるものと考えております。また環境関連事業で取り扱う商材をエスコ事業と組み合わせた展開において当社の環境関連事業における新たな収益力として構築できるものと考えております。

また、当社は、平成21年9月29日付けで新規事業としてリアリティプロダクツ事業の開始を決定するとともに、当社が高収益体質企業への移行を目標とし、アミタテクノロジー株式会社との間に、同社の所有する3D(立体映像)技術を使用した製品(2参照)開発及び販売(以下「3Dプロダクツ」)に関わるライセンス使用権の取得及び3Dプロダクツ開発における技術協力体制を構築し、全面的に当該事業の促進を図ることで基本合意し、当社内に平成21年10月1日付にてリアリティプロダクツ事業部を発足いたしております。

当社は、このような背景のもとで、これら新規事業の積極的な推進による業績の回復及び既存事業の運転資金等の確保による安定的な会社経営とともに今後の当社の成長シナリオを基に既存事業の検証と新たな事業分野への参入を企図しており、これらの推進を目的として当該資金調達を行うことを決定いたしました。

1.LED蛍光灯は、従来の白熱電球と比較して、電気代を大幅に削減できる低消費電力設計となっており、さらに発光ダイオードの特性を生かし、長寿命を実現しております。また、水銀や鉛を含有せず、CO2 排出量も抑えられる、地球環境に優しい照明です。

2 提携先のアミタテクノロジー株式会社及びその代表者の富田誠次郎氏は、3 D (立体映像)技術、ならびにその技術を使用した製品につきまして、数多くの特許(国際および国内)を出願し、登録、ならびに取得しております。それら特許のうち、これまでの3 D 映像の原理を進歩させた新しい原理に基づく特許を使用することで、3 D 映像の奥行を調整可能としております。また過去の3 D 技術のように視聴者が視聴する際に3 D 眼鏡を必要とせず、左右の映像が反転することがなくなり、また映像コンテンツが2 D であっても、映像を2 D としてそのまま楽しむことができます。

当社グループの平成22年3月期の売上高は6,547百万円であり平成21年3月期比2,404百万円の大幅な減少となり、営業損失は554百万円、経常損失は597百万円、当期純損失は363百万円となり赤字計上を余儀なくされると共に、営業活動によるキャッシュ・フローは267百万円のマイナスを計上する状況となり、2期連続の経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上することになりました。

当該状況により、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。 連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消するために、「収益力の強化」及び「資金繰りの見直し」につい て取り組んでおります。

・「収益力の強化」

当社は、これまで、「育成」と「撤退」の選別を行い、収益改善に向け取り組んでまいりました。その一環として、エコバイク事業部とバイオマスプラスチック事業部をエコプロダクツ事業部として平成21年1月に統合し、その後立ち上げたLED照明事業についても平成21年6月に同事業部に統合してエコプロダクツ事業本部とすることで、当社グループが携わる環境関連事業を効率よく統括する体制にしております。当社の設立以来リーマンショックによる金融不安が発生する連結会計期間まで当社の拡大を牽引してきた電子部品事業および今後市場規模の大幅な拡大が見込まれている環境関連事業に注力するために、デジタル商品事業の中核子会社であったエグゼモード株式会社を平成21年9月に売却、またプリント基板の開発会社である株式会社センチュリーエレクトロニクスも平成21年11月に売却し、事業基盤の選択と集中を進めました。また平成20年9月に買収した東莞泰山電子有限公司(以下「泰山」)の営業部をKFE HONG KONG CO., LIMITED (以下「KFE HKG」)に統合することで、KFE HKGを当社の営業拠点、泰山を製造拠点としてはっきり線引きすることで、子会社のミッションを明確にし、また増加傾向にあるKFE HKGが獲得する受注を自社工場である泰山への生産委託に効率よく繋げ、機会ロスを少なくすることで、当社のコア事業である電子部品事業の収益力が回復できるものと考えております。

・「資金繰りの見直し」

当社の資金の状況を鑑み、返済条件等につき、主要金融機関と協議すると共に、第三者割当増資による資金調達を早急に実施し、財務体質を安定化する予定であります。

しかし、これらの対応策に関しては、計画どおりに推進できない可能性もあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

当社は、平成21年8月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同日、関東財務局長宛、「有価証券届出書」を提出いたしました。当該発行につき、平成21年9月14日に払込期日を迎えましたが、割当先LEO GLOBAL FUND の海外送金の際の銀行間事務手続きにおける仕向け先の記載上に行き違いが生じたため、当日付の払込の確認が取れませんでした。そのため、新株式発行及び新株予約権発行の失権が生じました。失権理由が事務手続き上の行き違いによるもので、引き続き出資者には払込の意思があり近日中の入金が見込まれるため、改めて決議並びに届出を行う予定としておりましたが、当社は、平成22年4月15日開催の取締役会におきまして、新規事業(映像変換システム事業)における業務提携の中止とともに上記第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行の中止を決議いたしました。

当該資金調達の一時中止に伴い、既存事業に必要な運転資金は、「当社のLED照明事業の譲渡及び株式会社シャルレとの当該事業における合弁会社運営に係る基本合意締結」として、当社のLED照明事業を売却することの基本合意ができたことから、大幅な株式の希薄化をしてまで資金調達する必要性がなくなったと判断してまいりました経緯があります。

しかし、上記、「LED事業売却」の譲渡価格につきましては、最終的に4億1千万円となり、これは当社の見込額から1億円減少したもので、その内、当該事業における合弁会社への出資に199百万円、商材購入費に130百万円、残額70百万円は、運転資金に充当予定であります。

以上の L E D 照明事業の譲渡代金の差額及び平成22年 3 月期末における現預金の減少額及び当社主要事業である電子部品事業における需要の回復に備えるために、中長期的には新たな資金調達が必要との判断をいたしました。

上記の継続企業の前提に関する重要事象等及び当社が対処すべき課題を念頭におき、新規事業の積極的な推進による業績回復、既存事業の運転資金等の確保による安定的な会社経営および財務基盤強化による新たな事業分野への参入ため、また、中長期的な視点からも当該資金調達を行うことが必要であるとの判断により今回の資金調達を行うことを決議いたしました。

本新株予約権の発行により、割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数22,100株に係る議決権数は22,100個となり、当社の総議決権数22,226個に占める割合が99.43%となることから、相応の株式価値の希薄化につながることになります。

しかしながら、こうした財務基盤強化による新規事業の積極的な推進により業績の回復が図れることなどから、一時的には株式の希薄化が生じますが、本新株予約権発行により調達する資金に基づく今後の諸施策の実施により利益向上につながり、結果として企業価値の増大が図れると判断しております。今回の資金調達については、中長期的な視点からも安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、結果として当社の収益増大につながり、既存株主の皆様の株主価値向上に資するものと判断しております。

当社グループでは今後さらなる飛躍を図るために、資金確保による財務基盤の強化による新規事業の積極的な推進が必須であると考え、直接調達及び間接調達の様々な資金調達の手法を検討いたしました。間接調達につきましては、上記のとおり、金融機関より平成22年3月期末においてグループ全体で1,099百万円(うち、長期借入金等の残高447百円、短期借入の残高652百万円)の借入残高を有しており、当面の資金需要を賄う上で十分な資金を確保しておりますが、新規に金融機関から

有価証券届出書(組込方式)

2.(2)記載の資金を全額調達することは困難であり、直接調達の方法により手元資金を調達することにいたしました。直接調達の手法検討のうち、公募増資又は株主割当での発行という方法も有りますが、昨今の金融情勢、資本市場の状況を勘案しますと、第三者割当による資金調達は機動的な資金調達方法であることから、第三者割当の方法による資金調達を模索することといたしました。直接調達の手法検討のうち、第三者割当型の新株発行による調達は、一度に希薄化が進み、市場に与える影響が大きくなる可能性があること、また、規模によっては主要株主の異動が発生し、現経営陣の交代や、経営方針の急激な転換が行なわれた場合、当社の企業価値が毀損することで既存株主利益を害する恐れがあることなどから今回の資金調達に当たっては、採用を見送ることといたしました。

このような状況の中、Oakキャピタル株式会社からの第三者割当による新株予約権の発行の具体的な提案を受け、本新株予約権の発行による資金調達が将来的な必要資金が確保できる可能性があること及び同社が当社の事業内容や中長期の事業戦略に理解を示していることから当該資金調達を決定いたしました。ただし、本新株予約権行使については、その性質上、割当予定先であるOakキャピタル株式会社に委ねられることから、当社にとって機動的な調達と成り得ない可能性があります。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が25%以上であることから、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、社外取締役1名及び社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。その結果、本日(当該発行取締役会決議日)社外取締役1名及び社外監査役2名から、当社の置かれた状況に照らして資金調達は必要であり、他の資金調達の手段を取る選択肢は狭く、各種発行条件の内容が妥当であり、また、発行数量及び株式の希薄化に関し、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得られました。なお、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8【その他参考になる事項】 該当事項はありません。
- 第4【その他の記載事項】

EDINET提出書類 KFE JAPAN株式会社(E03002) 有価証券届出書(組込方式)

第二部【公開買付けに関する情報】

- 第1【公開買付けの概要】 該当事項はありません。
- 第2【統合財務情報】 該当事項はありません。
- 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】 該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成22年5月24日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成22年5月24日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成22年5月24日)現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)~(13) 略

(14) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成22年5月24日付け当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたが、当社の総議決権数は22,226個(直前の基準日である平成21年9月30日現在)であり、今回、第三者割当により同社に割当てる新株予約権の目的である株式の総数22,100株に係る議決権数は22,100個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は99.43%(発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は49.85%)と25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化につながることになります。

しかしながら、現在、当社グループは財務体質において前6項大規模な第三者割当ての必要性に記載のように、2期連続の経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上することとなり、既存事業に対する運転資金及び新規事業資金として資金に充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえて、合理的であると判断しております。

(15) 大株主としての経営権について

当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを平成22年5月24日付けで決議いたしましたが、当該新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の49.85%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(16) 資金調達に関わるリスク

当社は当社取締役会において、今後の当社の成長シナリオを基に既存事業の検証と新たな事業分野への参入を企図しており、今回の資金調達により、収益の確保、中長期的な視点からも安定的な会社運営を図り、当社グループの今後さらなる飛躍のために新規事業資金を確保することを目的として、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを平成22年5月24日付けで決議いたしましたが、当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第10期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成22年5月24日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成21年8月27日提出臨時報告書〕

1.提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項および第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関し、当社の監査法人である監査法人トーマツが平成21年6月26日をもって退任したことに伴い、平成21年6月26日開催の監査役会において、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、提出するものであります。

2.報告内容

(1)異動に関する公認会計士等の名称

退任する公認会計士等の名称

監査法人トーマツ

選任する公認会計士等の名称

太陽ASG有限責任監査法人

(2)異動の年月日

平成21年6月26日

- (3)退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士となった年月日
 - 平成20年6月27日
- (4)退任する監査公認会計士等が3年間に作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における意見等に関する事

EDINET提出書類 KFE JAPAN株式会社(E03002) 有価証券届出書(組込方式)

頂

該当事項ありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

平成21年6月26日開催の第10回定時株主総会終結のときをもって任期満了になることに伴う異動であります。

(6)上記(5)の理由および経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見 該当事項ありません。

[平成21年9月30日提出臨時報告書]

1.提出理由

当社は平成21年9月29日開催の取締役会において、特定子会社であるエグゼモード株式会社の発行済株式のすべてをフリービット株式会社に譲渡することを決議し、本日譲渡実行いたしました。これによりエグゼモード株式会社は当社の子会社でなくなるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2.報告内容

- 1.特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)
- (1) 当該特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 エグゼモード株式会社

住所 東京都千代田区神田佐久間町 3-23

代表者の氏名 代表取締役 藤岡 淳一

資本金 59.500千円

事業の内容 デジタル機器・家電の企画、開発、製造、販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権 に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 205個

異動後 0個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 87.98%

異動後 0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当社保有のエグゼモード株式会社の全株式をフリービット株式会社に譲渡したことによるものであります.

異動年月日 平成21年9月30日(株式譲渡日)

- 2.財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく 報告)
- (1) 当該事象の発生年月日

平成21年9月29日 (株式譲渡契約締結に関する取締役会決議)

(2)譲渡の日程

平成21年9月29日 株式譲渡契約締結

平成21年9月30日 株式譲渡実行

(3)業績に与える影響

本件の株式譲渡が当社連結及び個別財務諸表上、平成22年3月期第2四半期の業績に与える影響及び今後の見通しにつきましては、現在精査中であり、詳細が判明次第公表いたします。また、当社は平成22年3月期下半期以降、当該子会社が連結の範囲から除外されるため、連結売上高が約16億円程度減少する見込みではありますが、リアリティプロダクツ事業の立ち上げによる収益への寄与も含め、詳細につきましては現在算定中のため、判明し次第公表いたします。

〔平成21年11月30日提出臨時報告書〕

1.提出理由

当社は平成21年11月6日開催の取締役会において、特定子会社である株式会社センチュリーエレクトロニクスの発行済株式のすべてを株式会社エスイーシーに譲渡することを決議し、本日譲渡実行いたしました。これにより株式会社センチュリーエレクトロニクスは当社の子会社でなくなるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2.報告内容

- 1.特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)
- (1) 当該特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社センチュリーエレクトロニクス

住所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番20

代表者の氏名 代表取締役 田中 俊郎

資本金 100,000千円

事業の内容 プリント基板の設計製造・販売 電子部品の設計製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権 に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 2,000個

異動後 0個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当社保有の株式会社センチュリーエレクトロニクスの全株式を株式会社エスイーシーに譲渡したこと によるものであります。

異動年月日 平成21年11月30日(株式譲渡日)

- 2.財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく 報告)
- (1) 当該事象の発生年月日

平成21年11月6日 (株式譲渡契約締結に関する取締役会決議)

(2)譲渡の日程

平成21年11月30日 株式譲渡契約締結

平成21年11月30日 株式譲渡実行

(3)業績に与える影響

株式会社センチュリーエレクトロニクスの株式を9月末日現在の純資産27,963千円で株式会社エスイーシーに譲渡するため、譲渡損益は発生しない見込みですが、今後の業績に与える影響および今後の見通しにつきましては、平成21年11月12日付の「業績予想の修正に関するお知らせ」で公表しました通り、今期の業績予想において本件の影響を考慮しております。

3. 最近の業績の概要

(1)第11期連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

平成22年5月18日開催の取締役会で承認し、公表した第11期連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表は千円未満を切り捨てて表示しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	952,868	257,960
受取手形及び売掛金	1,571,253	1,158,896
商品及び製品	758,021	290,750
仕掛品	32,472	23,288
原材料及び貯蔵品	49,504	55,409
未収入金	1,997,982	66,710
繰延税金資産	8,387	-
その他	59,974	76,300
貸倒引当金	11,214	10,659
流動資産合計	5,419,250	1,918,656
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	186,905	178,533
減価償却累計額	5,717	15,257
建物及び構築物(純額)	181,188	163,275
機械装置及び運搬具	379,216	408,394
減価償却累計額	56,483	134,794
機械装置及び運搬具(純額)	322,733	273,600
リース資産	5,700	-
減価償却累計額	665	-
リース資産 (純額)	5,035	-
建設仮勘定	13,193	17,826
その他	120,893	62,398
減価償却累計額	91,333	52,185
その他(純額)	29,560	10,212
有形固定資産合計	551,710	464,915
無形固定資産		<u> </u>
のれん	67,683	14,760
その他	120,848	46,639
無形固定資産合計	188,531	61,400
投資その他の資産		
投資有価証券	482,425	320,095
長期貸付金	42,236	2,614
繰延税金資産	6,565	-
その他	80,806	79,889
貸倒引当金	28,204	48,728
投資その他の資産合計	583,830	353,871
固定資産合計	1,324,072	880,187
資産合計	6,743,322	2,798,844
貝准口引	0,743,322	2,798,844

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,383,279	1,214,41
短期借入金	1,438,987	358,22
1年内返済予定の長期借入金	276,417	173,80
1年内償還予定の社債	20,000	120,00
リース債務	6,057	4,99
未払法人税等	42,086	3,61
未払金	1,837,462	96,79
賞与引当金	16,078	8,88
その他	140,979	80,70
流動負債合計	5,161,347	2,061,44
固定負債		
社債	130,000	10,00
長期借入金	793,451	437,39
リース債務	13,034	3,51
繰延税金負債	4,397	4,18
退職給付引当金	1,300	1,90
その他	3,780	1,29
固定負債合計	945,963	458,28
負債合計	6,107,311	2,519,73
純資産の部		
株主資本		
資本金	521,846	521,84
資本剰余金	510,846	510,846
利益剰余金	310,777	674,05
株主資本合計	721,914	358,64
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,460	3,99
為替換算調整勘定	85,934	86,43
評価・換算差額等合計	94,395	90,43
新株予約権	4,193	7,23
少数株主持分	4,297	3,66
純資産合計	636,011	279,110
負債純資産合計	6,743,322	2,798,844
		, -,-

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	8,951,308	6,547,950
売上原価	8,003,051	5,694,703
売上総利益	948,257	853,247
販売費及び一般管理費	1,589,521	1,407,793
営業損失()	641,264	554,546
営業外収益		
受取利息	2,548	4,165
受取配当金	1,280	43
受取手数料	-	4,000
負ののれん償却額	123,664	-
その他	12,472	20,421
営業外収益合計	139,965	28,631
営業外費用		
支払利息	47,629	36,322
為替差損	30,053	33,393
持分法による投資損失	6,836	-
その他	5,930	1,544
営業外費用合計	90,449	71,260
経常損失()	591,747	597,175
特別利益		
固定資産売却益	-	30
貸倒引当金戻入額	-	344
投資有価証券売却益	-	168,197
関係会社株式売却益	84,000	222,721
特別利益合計	84,000	391,293
特別損失		
前期損益修正損	-	19,912
固定資産売却損	2,977	-
固定資産除却損	1,793	53
減損損失	-	63,902
貸倒引当金繰入額	24,962	-
のれん償却額	-	45,132
投資有価証券評価損	244,379	2,563
投資有価証券売却損	-	561
特別損失合計	274,112	132,126
税金等調整前当期純損失()	781,860	338,007
法人税、住民税及び事業税	50,468	16,722
法人税等調整額	9,457	9,367
法人税等合計	59,925	26,090
少数株主利益	1,117	825
当期純損失 ()	842,903	363,272

(3)【連結株主資本等変動計算書】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	469,010	521,846
当期変動額		
新株の発行	52,836	-
当期变動額合計	52,836	-
当期末残高	521,846	521,846
資本剰余金		
前期末残高	458,010	510,846
当期变動額		
新株の発行	52,836	-
当期変動額合計	52,836	-
当期末残高	510,846	510,846
利益剰余金		
前期末残高	539,946	310,777
当期变動額		
剰余金の配当	7,820	-
当期純損失()	842,903	363,272
当期变動額合計	850,723	363,272
当期末残高	310,777	674,050
株主資本合計		
前期末残高	1,466,966	721,914
当期変動額		
新株の発行	105,672	-
剰余金の配当	7,820	-
当期純損失()	842,903	363,272
当期変動額合計	745,050	363,272
当期末残高	721,914	358,642
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	12,460	8,460
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	20,920	4,464
当期変動額合計	20,920	4,464
当期末残高	8,460	3,996
為替換算調整勘定		
前期末残高	90,004	85,934
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,069	500
当期変動額合計	4,069	500
当期末残高	85,934	86,435

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等合計		
前期末残高	77,543	94,395
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	16,851	3,963
当期変動額合計	16,851	3,963
当期末残高	94,395	90,431
新株予約権		
前期末残高	1,932	4,193
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,260	3,043
当期変動額合計	2,260	3,043
当期末残高	4,193	7,237
少数株主持分		
前期末残高	3,386	4,297
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	911	635
当期变動額合計	911	635
当期末残高	4,297	3,662
前期末残高	1,394,742	636,011
当期变動額		
新株の発行	105,672	-
剰余金の配当	7,820	-
当期純損失()	842,903	363,272
株主資本以外の項目の当期変動額(純額) _	13,679	6,371
当期変動額合計	758,729	356,900
当期末残高	636,011	279,110

(4)【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	781,860	338,007
減価償却費	86,546	110,782
減損損失	-	63,902
のれん償却額	14,237	52,922
負ののれん償却額	123,664	-
株式報酬費用	2,260	3,043
貸倒引当金の増減額(は減少)	30,001	32,021
賞与引当金の増減額(は減少)	6,947	5,545
退職給付引当金の増減額(は減少)	500	900
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	12,639	-
受取利息及び受取配当金	3,829	4,209
為替差損益(は益)	28,097	34,581
支払利息	47,629	36,322
社債発行費償却	636	-
持分法による投資損益(は益)	6,836	-
有形固定資産売却損益(は益)	2,977	30
固定資産除却損	1,793	2,824
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	244,379	167,314
関係会社株式売却損益(は益)	84,000	222,721
売上債権の増減額(は増加)	270,637	3,988
たな卸資産の増減額(は増加)	76,307	72,916
未収入金の増減額(は増加)	-	1,804,803
その他の流動資産の増減額(は増加)	176,019	3,254
仕入債務の増減額(は減少)	163,365	133,519
未払金の増減額(は減少)	-	1,604,698
その他の流動負債の増減額(は減少)	276,386	41,372
その他	34,515	9,430
小計	638,067	189,888
利息及び配当金の受取額	3,609	3,661
利息の支払額	45,954	35,683
法人税等の支払額	106,418	45,276
営業活動によるキャッシュ・フロー	786,830	267,186

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	115,400	-
定期預金の払戻による収入	15,615	120,000
有形固定資産の取得による支出	62,256	52,090
有形固定資産の売却による収入	3,581	918
無形固定資産の取得による支出	36,718	-
投資有価証券の取得による支出	328,113	-
投資有価証券の売却による収入	-	330,345
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	453,530	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	50,590	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	6,136
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	5,193
関係会社株式の売却による収入	84,000	-
貸付けによる支出	30,560	19,000
貸付金の回収による収入	1,273	1,494
その他	1,994	523
投資活動によるキャッシュ・フロー	873,513	380,200
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	667,927	374,861
ファイナンス・リース債務の返済による支出	3,141	5,187
長期借入れによる収入	831,860	140,254
長期借入金の返済による支出	108,939	406,600
社債の償還による支出	120,000	20,000
株式の発行による収入	105,672	-
配当金の支払額	7,820	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,365,559	666,395
現金及び現金同等物に係る換算差額	30,097	21,526
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	324,882	574,908
現金及び現金同等物の期首残高	1,087,663	762,781
現金及び現金同等物の期末残高	762,781	187,873

EDINET提出書類
KFE JAPAN株式会社(E03002)
有価証券届出書(組込方式)

(5)【継続企業の前提に関する注記】 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社グループの当連結会計年度の売上高は6,547百万円となり、前連結会計年度比では26.8%の大幅な減収となったため、営業損失は554百万円、経常損失は597百万円、当期純損失は363百万円となり、2期連続の経常損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローでは267百万円のマイナスを計上しました。

上記のように、当社グループにおいて継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

連結財務諸表の提出会社である当社は、当該状況を改善するために、「収益力の強化」及び「資金繰りの 見直し」について取り組んでおります。

・「収益力の強化」

当社はこれまで、事業の「育成」と「撤退」の選別を行い、収益改善に向け取り組んでまいりました。その取り組みの一つとして、環境関連事業が挙げられます。平成21年1月にエコバイク事業部とバイオマスプラスチック事業部をエコプロダクツ事業部として統合し、その後開始したLED照明事業も平成21年6月に同事業部に統合しエコプロダクツ事業本部としたことで、当社グループが環境関連事業を効率よく運営する体制にいたしました。なお、LED照明事業については、事業の立ち上げが当初予定より大幅に遅れたこともあり、平成22年4月に株式会社シャルレの子会社である株式会社シャルレライテックに営業譲渡いたしました。今後、同社を株式会社シャルレと当社の合弁会社として両社で共同運営を行い、更なる市場の拡大を目指すこととなりました。

また、事業基盤の選択と集中を推進し、当社設立当初から前連結会計年度において当社の成長を牽引してきた電子部品事業、並びに環境意識の高まりとともに今後の市場規模拡大が見込まれる環境関連事業に注力するために、デジタル家電事業の中核子会社であったエグゼモード株式会社を平成21年9月に売却し、プリント基板の開発会社である株式会社センチュリーエレクトロニクスを平成21年11月に売却いたしました。

更に、平成20年9月に買収した東莞泰山電子有限公司(以下「泰山」)の営業部をKFE HONG KONG CO., LIMITED(以下「KFE HKG」)に統合したことにより、KFE HKGを当社の営業拠点、泰山を製造拠点として位置づけ、それら拠点の役割を明確にいたしました。それにより、KFE HKGが獲得した受注を自社工場である泰山への生産委託に効率よく繋げ、機会ロスを少なくしております。このように、当社のコア事業である電子部品事業の収益力回復のために取り組んでおります。

・「資金繰りの見直し」

当社の資金の状況を鑑み、返済条件等について主要金融機関と協議すると共に、第三者割当増資による資金調達を早急に実施し、財務体質を安定化する予定であります。

しかし、これらの対応策に関しては、計画どおりに推進できない可能性もあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(6)【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	普雷杜人制左 克	いまけるさと
項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1)連結子会社の数 9社	(1)連結子会社の数 6社
	すべての子会社を連結しておりま	すべての子会社を連結しておりま
	す 。	उ .
	連結子会社の名称	連結子会社の名称
	KFE HONG KONG CO.,LMITED	KFE HONG KONG CO.,LMITED
	KFE(SHENZHEN) CO.,LTD.	KFE(SHENZHEN) CO.,LTD.
	KFE(THAILAND) CO.,LTD.	KFE(THAILAND) CO.,LTD.
	エグゼモード株式会社	JET MASTER LIMITED
	株式会社センチュリー	東莞泰山電子有限公司
	エレクトロニクス	KFE(SUZHOU) CO.,LTD.
	JET MASTER LIMITED	, , , , ,
	東莞泰山電子有限公司	ECO SMILE PLUS株式会社は、平成
	KFE(SUZHOU) CO.,LTD.	21年8月1日付で当社と合併した
	ECO SMILE PLUS株式会社	ため、また、エグゼモード株式会社
		は、平成21年9月30日付で当社が
	なお、当連結会計年度から株式の	保有する全株式をフリービット株
	取得により株式会社センチュリー	式会社に譲渡したため、さらに、株
	エレクトロニクス、JET MASTER	式会社センチュリーエレクトロニ
	LIMITED及び同社の100%子会社で	クスは、平成21年11月30日付で当
	ある東莞泰山電子有限公司を、さ	社が保有する全株式を株式会社エ
	らに新たに設立したKFE(SUZHOU)	スイーシーに譲渡したため、それ
	CO.,LTD.をそれぞれ連結の範囲に	ぞれ連結子会社に該当しなくなり
	含めました。	ました。
	ECO SMILE PLUS株式会社は平成	ただし、エグゼモード株式会社及
	21年 2 月27日の株式追加取得に伴	び株式会社センチュリーエレクト
	い、持分法適用関連会社から連結	ロニクスについては第2四半期連
	子会社になりました。なお、みなし	結累計期間末までの期間に係る損
	取得日を平成21年3月31日として	益について、連結財務諸表に含め
	いるため、当連結会計年度におい	ております。
	ては同社設立平成20年6月25日か	
	ら平成21年3月31日までの期間は	
	持分法により作成し、平成21年 3	
	月31日の貸借対照表を連結してお	
	ります。	
2 . 持分法の適用に関する事	ECO SMILE PLUS株式会社は平成20年	
項	6月25日に設立したため、当連結会計	
	年度より持分法適用の範囲に含めるこ	
	ととしましたが、みなし取得日を平成	
	21年3月31日とする追加取得により連	
	結子会社となりました。このため、当連	
	結会計年度においては、同社設立平成	
	20年 6 月25日から平成21年 3 月31日ま	
	での期間の損益を持分法適用の範囲に	
	含めることとしております。	
L	1	

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
3. 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社のうち、KFE(SHENZHEN) CO.,LTD.、JET MASTER LIMITED及び東 莞泰山電子有限公司の決算日は12月31 日であります。 連結財務諸表の作成にあたっては、 連結決算日現在で実施した仮決算に基 づく財務諸表を使用しております。	同左
4 . 会計処理基準に関する事 項		
(1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	有価証券 a その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定) 時価のないもの	有価証券 a その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの
	移動平均法による原価法	同左
	•	たな卸資産 評価方法は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 a 商品・製品・仕掛品電子部品・環境関連商品先入先出法。ただし、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。 b 原材料総平均法。ただし、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。 c 貯蔵品
	計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これにより、電子部品は原価法から先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に、デジタル商品は総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に安更しております。なお、この変更により、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が12,144千円増加しております。なお、セグメントに与える影響は、当該箇所に記載しております。	

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物及び構築物 3~40年 機械装置及び運搬具 1~12年	有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率 法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3~40年 機械装置及び運搬具 1~12年
	無形固定資産(リース資産を除く) 当社及び連結子会社は定額法を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりで あります。 特許実施権 5年 土地使用権 在外連結子会社(東莞泰山電 子有限公司)の土地使用権であ り、土地使用契約期間(50年) に基づき、毎期均等償却してお ります。	無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	また、当社及び国内連結子会社は、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年)に基づく償却である方法を、自社利用のソフトウェアについては、社利用のソフトウェアについては、社利用のソフトウェアについては、社内におります。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース政引に係るリース期間を耐圧を受とし、残存価額を表しております。 リース期間を耐圧を接続しております。 なおリース取引開始日が収入の表す。なおリース取引開始日が収入の表す。なおリース取引開始日が収入の表す。なおリース取引開始日が明明を表が、対している方法を通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。	リース資産 同左
(3) 重要な引当金の計上基 準	貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	賞与引当金 当社及び国内連結子会社は従業員 に対して支給する賞与の支出に充て るため、将来の支給見込額のうち当 連結会計年度の負担額を計上してお ります。	賞与引当金 同左
	退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業 員の退職給付に備えるため、当連結 会計年度末における退職給付債務に 基づき、当連結会計年度において発 生していると認められる額を計上し ております。	退職給付引当金 同左
	役員退職慰労引当金 平成20年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、制度適用期間中から在任している役員に対する制度廃止時点までの期間に対応した当該慰労金は当連結会計年度中に支給を行っているため、期末残高はありません。	
(4) 重要な外貨建資産又は 負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方 法	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっておりま す。	ヘッジ会計の方法 同左
	なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については、振当処理を採用しております。	ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ヘッジ方針 同左 ヘッジ有効性評価の方法
	為替予約取引については、ヘッジ 手段がヘッジ対象と同一通貨、同一 期日であるため、ヘッジ有効性の評 価を省略しております。	同左
(6) その他連結財務諸表作 成のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左
5 . 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価 については、全面時価評価法を採用 しております。	同左
6 . のれん及び負ののれんの 償却	のれん及び負ののれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間等(5年~20年)で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。在外子会社で発生した負ののれんについては、国際財務報告基準3号「企業結合」に従い、発生時に一括利益計上しております。	のれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間等(5年~20年)で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。
7 . 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

至 平成22年3月31日) (連結キャッシュ・フロー計算書)

(連結貸借対照表)

1.「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる 「商品及び製品」は766,141千円、「仕掛品」「原材料 及び貯蔵品」はありません。

2.前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて 表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が 増したため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている 「未収入金」は6,866千円であります。

3.前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて 表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増 したため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている 「未払金」は42,756千円であります。 1.前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の流動資産の増減額(は増加)」に含めておりました「未収入金の増減額(は増加)」は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記することに変更しました。

当連結会計年度

(自 平成21年4月1日

なお、前連結会計年度の「その他の流動資産の増減額 (は増加)」に含まれている「未収入金の増減額 (は増加)」は、223,642千円であります。

2.前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の流動負債の増減額(は減 少)」に含めておりました「未払金の増減額(は減 少)」は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記することに変更しました。

なお、前連結会計年度の「その他の流動負債の増減額 (は減少)」に含まれている「未払金の増減額(は減少)」は、354,031千円であります。

(セグメント情報)

1 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	電子部品 事業 (千円)	デジタル 商品事業 (千円)	環境関連 事業 (千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高 及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	6,136,832	2,644,730	137,245	32,500	8,951,308		8,951,308
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	528,978	285,374			814,352	(814,352)	
計	6,665,811	2,930,104	137,245	32,500	9,765,661	(814,352)	8,951,308
営業費用	7,026,656	3,020,080	259,424	23,108	10,329,268	(736,695)	9,592,573
営業利益 又は営業損失()	360,345	89,975	122,178	9,391	563,607	(77,657)	641,264
資産、減価償却費 及び資本的支出							
資産	4,168,992	1,298,173	277,345	2,100	5,746,611	996,711	6,743,322
減価償却費	74,818	4,774	1,552		81,145	5,400	86,546
資本的支出	496,536	6,934	15,809		519,280	49,632	568,913

- (注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各区分の主な商品
 - (1) 電子部品事業......プリント基板
 - (2) デジタル商品事業......デジタルカメラ、DVDレコーダー及びプレーヤー、CDコンポ等
 - (3) 環境関連事業......LEDライトのレンタル、バイオマスプラスチック、エコバイク等
 - (4) その他事業.....ソフトウェア等

当連結会計年度より、環境関連及びその他事業(ソフトウェア等)に参入いたしましたので、事業の種類別セグメントを新設しております。

- 3 資産のうち、消去及び管理部門にかかる資産又は全社の項目に含めた全社資産(996,711千円)の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)等であります。
- 4 会計処理の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4.会計処理基準に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、デジタル商品事業について営業費用は12,144千円増加しております。なお、当該事業以外の事業についてはセグメント情報に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	電子部品 事業 (千円)	デジタル 商品事業 (千円)	環境関連 事業 (千円)	リアリティ プロダクツ 事業	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高 及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高 (2) セグメント間の	5,003,709	1,309,071	235,170			6,547,950		6,547,950
(2) セクスノド間の 内部売上高又は 振替高	300,746	118,034	61,505		23	357,299	(357,299)	
計	5,304,456	1,427,105	173,664		23	6,905,250	(357,299)	6,547,950
営業費用	5,459,027	1,506,757	437,844	89,477	28	7,493,136	(390,639)	7,108,338
営業損失()	154,571	79,652	264,179	89,477	5	587,885	33,339	554,546
資産、減価償却費 及び資本的支出								
資産	2,201,630		261,740	3,615	2,101	2,469,087	329,756	2,798,844
減価償却費	30,043	2,644	7,474			40,162	10,686	50,848
資本的支出	45,604	669	4,854			51,128	977	52,106

- (注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各区分の主な商品
 - (1) 電子部品事業.......プリント基板
 - (2) デジタル商品事業.....デジタルカメラ、DVDレコーダー及びプレーヤー、CDコンポ等
 - (3) 環境関連事業......LEDライトのレンタル、バイオマスプラスチック、エコバイク等
 - (4) リアリティプロダクツ事業...3 D関連商品
 - (5) その他事業.....ソフトウェア等

当連結会計年度より、リアリティプロダクツ事業に参入いたしましたので、事業の種類別セグメントを新設しております.

3 資産のうち、消去及び管理部門にかかる資産又は全社の項目に含めた全社資産(329,756千円)の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)等であります。

2 所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (千円)	アジア (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,395,811	5,555,497	8,951,308	-	8,951,308
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	613,828	200,524	814,352	(814,352)	-
計	4,009,639	5,756,021	9,765,661	(814,352)	8,951,308
営業費用	4,124,814	6,204,453	10,329,268	(736,695)	9,592,573
営業損失()	115,174	448,432	563,607	(77,657)	641,264
資産	3,394,876	4,009,627	7,404,503	(661,180)	6,743,322

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) アジア.....中国、香港、タイ等
 - 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は該当ありません。
 - 4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は該当ありません。
 - 5 会計処理の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4.会計処理基準に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、日本について営業費用は12,144千円増加しております。なお、アジアについてはセグメント情報に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (千円)	アジア (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,851,381	4,696,569	6,547,950		6,547,950
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	213,020	144,279	357,299	(357,299)	
計	2,064,402	4,840,848	6,905,250	(357,299)	6,547,950
営業費用	2,488,558	5,004,577	7,493,136	(390,639)	7,108,338
営業損失()	424,156	163,729	587,885	33,339	560,387
資産	1,342,025	1,988,065	3,330,090	(531,246)	2,798,844

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) アジア......中国、香港、タイ等
 - 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は該当ありません。
 - 4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は該当ありません。

3 海外売上高

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	アジア	計
海外売上高(千円)	5,555,497	5,555,497
連結売上高(千円)		8,951,308
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	62.1	62.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1)アジア......中国、香港、タイ等
 - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	アジア	計
海外売上高(千円)	4,777,666	4,777,666
連結売上高(千円)		6,547,950
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	73.0	73.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1)アジア......中国、香港、タイ等
 - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1 株当たり純資産額	28,233.58円	1株当たり純資産額	12,067.43円
1株当たり当期純損失金額() なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利達 ては、1株当たり当期純損失であり、また希 している潜在株式が存在しないため、記載した。	益金額につい 薄化効果を有	1株当たり当期純損失金額() なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利 ては、1株当たり当期純損失であり、またえ している潜在株式が存在しないため、記載 ん。	 ・薄化効果を有

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
項目	前連結会計年度 (平成21年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成22年 3 月31日)	
純資産の部の合計額 (千円)	636,011	279,110	
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	8,491	10,899	
(うち新株予約権)(千円)	(4,193)	(7,237)	
(うち少数株主持分)(千円)	(4,297)	(3,662)	
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	627,519	268,210	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(株)	22,226	22,226	

2 1株当たり当期純損失金額

と「小当たり当朔社員人並領			
項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
連結損益計算書上の当期純損失() (千円)	842,903	363,272	
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る当期純損失() (千円)	842,903	363,272	
普通株式の期中平均株式数(株)	20,767	22,226	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権の数3,349個)	新株予約権 6 種類 (新株予約権の数3,646個)	

(重要な後発事象)

(里女は夜九尹豕)	
前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(事業譲渡と当該譲渡先への出資について)
	当社は、平成22年4月15日開催の取締役会におきまし
	て、株式会社シャルレ(以下「シャルレ」という)と共
	同でLED照明の販売・レンタルに係る事業(以下「LED
	事業」という)について、同社と協議を進めることを決
	│ 議し、同年4月28日付で基本合意書を締結し、同年4月
	30日付で事業譲渡先である株式会社シャルレライテッ
	ク(シャルレの子会社)の株式を取得いたしました。
	1.目的及び内容
	当社が昨年度より環境関連事業として推進してきまし
	トル たLED事業について、シャルレとの意向が一致し、両社が
	LED事業を合弁事業として運営していくことにより当該
	┃ ┃ 事業の拡大をより迅速に推進することが可能であり、更
	┃ ┃ には顧客の獲得及び顧客サポート体制も向上できるた
	් හ.
	基本合意の内容は、当社のLED事業をシャルレの子会社
	に事業譲渡し、当社が当該子会社の株式の一部を取得す
	る。また、当社は、LED事業の運営に必要な資産を当該子
	会社に譲渡する。
	2 . 譲渡した相手会社の名称
	株式会社シャルレライテック
	3.譲渡した事業の内容・規模
	LED事業
	当連結会計年度の売上高 204百万円
	4 . 譲渡の時期 平成22 年4月30日
	5.譲渡価額 410百万円
	6 . 株式の取得について
	第三者割当増資の引受の概要
	発行株式数 3,980株
	增資後発行済株式総数 7,980株
	発行価額 1株につき50,000円
	発行総額 199百万円
	払込期日 平成22年4月30日
	割当先 当社

(開示の省略)

連結貸借対照表関係、連結損益計算書関係、連結株主資本等変動計算書関係、連結キャッシュ・フロー計算書関係、リース取引関係、有価証券関係、デリバティブ取引関係、退職給付関係、ストック・オプション等関係、税効果会計関係、関連当事者情報に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

増資前持株比率 シャルレ100% 当社0%

増資後持株比率 シャルレ50.13% 当社49.87%

	前事業年度 (平成21年 3 月31日)	当事業年度 (平成22年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	613,617	100,87
受取手形	16,365	11,29
売掛金	155,864	235,49
商品及び製品	11,769	190,95
原材料及び貯蔵品	1,437	4,70
前払費用	5,854	3,76
繰延税金資産	8,387	
短期貸付金	99,585	64,84
未収還付法人税等	-	19,77
その他	12,820 600	1,48
貸倒引当金		23,96
流動資産合計	925,101	609,23
固定資産		
有形固定資産	7.447	7.00
建物	7,147	7,02
減価償却累計額	3,345	3,89
建物(純額)	3,802	3,13
車両運搬具	24,429	11,68
減価償却累計額	4,254	6,75
車両運搬具(純額)	20,175	4,92
工具、器具及び備品	10,724	7,49
減価償却累計額	6,916	4,64
工具、器具及び備品(純額)	3,808	2,84
有形固定資産合計	27,786	10,90
無形固定資産		
特許実施権	35,833	
商標権	491	40
ソフトウエア	35,282	4,38
無形固定資産合計	71,607	4,79
投資その他の資産		
投資有価証券	359,721	320,09
関係会社株式	398,267	366,68
長期貸付金	32,614	2,61
従業員に対する長期貸付金	323	
破産更生債権等	344	45,83
長期前払費用	371	2,82
繰延税金資産	6,565	
差入保証金	19,796	27,06
長期未収入金	19,924	70
その他 貸倒引当金	10,922 28,201	70
投資その他の資産合計	820,650	48,72 717,09

EDINET提出書類

KFE JAPAN株式会社(E03002)

有価証券届出書(組込方式)

固定資産合計	920,044	732,794
資産合計	1,845,146	1,342,025

	前事業年度 (平成21年 3 月31日)	当事業年度 (平成22年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	58,552	157,604
短期借入金	200,000	12,000
1年内返済予定の長期借入金	78,236	117,978
1年内償還予定の社債	20,000	120,000
未払金	15,009	79,518
未払費用	4,574	5,696
未払法人税等	39,665	2,254
預り金	2,024	2,074
賞与引当金	7,632	8,889
その他	169	3,332
流動負債合計	425,864	509,349
固定負債		
社債	130,000	10,000
長期借入金	285,330	283,883
退職給付引当金	1,000	1,900
その他	3,780	1,291
固定負債合計	420,110	297,075
負債合計	845,975	806,424
純資産の部		
株主資本		
資本金	521,846	521,846
資本剰余金		
資本準備金	510,846	510,846
資本剰余金合計	510,846	510,846
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	29,254	500,333
利益剰余金合計	29,254	500,333
株主資本合計	1,003,438	532,358
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,460	3,996
評価・換算差額等合計	8,460	3,996
新株予約権	4,193	7,237
純資産合計	999,171	535,600
負債純資産合計	1,845,146	1,342,025

(2)【損益計算書】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高		
商品及び製品売上高	371,519	396,163
手数料収入	176,602	156,467
その他の売上高	111,329	53
売上高合計	659,452	552,685
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	11,042	11,769
当期商品及び製品仕入高	259,157	492,937
合計	270,200	504,707
他勘定振替高	-	8,063
商品及び製品期末たな卸高	14,867	209,042
商品評価損	3,097	18,113
売上原価合計	258,430	305,715
売上総利益	401,021	246,969
販売費及び一般管理費	407,252	567,423
営業損失()	6,230	320,453
営業外収益		
受取利息	2,728	5,484
有価証券利息	371	-
受取配当金	1,042	43
受取手数料	49,674	34,307
その他	1,514	718
営業外収益合計	55,330	40,553
営業外費用		
支払利息	5,742	13,085
社債利息	2,375	1,547
社債発行費償却	636	-
貸倒引当金繰入額	1,327	-
為替差損	20,378	4,296
支払保証料	1,651	824
営業外費用合計	32,112	19,753
経常利益又は経常損失()	16,986	299,654
特別利益		
貸倒引当金戾入額	-	344
関係会社株式売却益	81,480	-
特別利益合計	81,480	344

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別損失		
前期損益修正損	-	16,925
固定資産売却損	2,977	-
固定資産除却損	1,612	53
減損損失	-	64,018
貸倒引当金繰入額	24,962	-
投資有価証券売却損	-	561
投資有価証券評価損	60,388	2,563
関係会社株式売却損	-	64,266
関係会社整理損		11,266
特別損失合計	89,940	159,655
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	8,525	458,965
法人税、住民税及び事業税	44,472	2,746
法人税等調整額	4,669	9,367
法人税等合計	49,141	12,113
当期純損失 ()	40,616	471,079

(3)【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	469,010	521,846
当期変動額		
新株の発行	52,836	-
当期变動額合計	52,836	-
当期末残高	521,846	521,846
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	458,010	510,846
当期変動額		
新株の発行	52,836	-
当期変動額合計	52,836	-
当期末残高	510,846	510,846
資本剰余金合計		
前期末残高	458,010	510,846
当期変動額	, and the second se	,
新株の発行	52,836	-
当期変動額合計	52,836	-
当期末残高	510,846	510,846
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	19,181	29,254
当期変動額		
剰余金の配当	7,820	-
当期純損失 ()	40,616	471,079
当期変動額合計	48,436	471,079
当期末残高	29,254	500,333
利益剰余金合計		
前期末残高	19,181	29,254
当期変動額	, and the second	,
剰余金の配当	7,820	-
当期純損失 ()	40,616	471,079
当期变動額合計	48,436	471,079
当期末残高	29,254	500,333
株主資本合計		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
前期末残高	946,201	1,003,438
当期変動額		.,,
新株の発行	105,672	-
剰余金の配当	7,820	-
当期純損失 ()	40,616	471,079
当期変動額合計	57,236	471,079

EDINET提出書類 K F E JAPAN株式会社(E03002) <u>有価証券</u>届出書(組込方式)

当期末残高	1,003,438	532,358

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,198	8,460
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	6,262	4,464
当期变動額合計	6,262	4,464
当期末残高	8,460	3,996
· 評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,198	8,460
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,262	4,464
当期変動額合計	6,262	4,464
当期末残高	8,460	3,996
新株予約権		
前期末残高	1,932	4,193
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,260	3,043
当期変動額合計	2,260	3,043
当期末残高	4,193	7,237
前期末残高	945,935	999,171
当期変動額		
新株の発行	105,672	-
剰余金の配当	7,820	-
当期純損失 ()	40,616	471,079
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,001	7,508
当期変動額合計	53,235	463,570
当期末残高	999,171	535,600

(4) 【継続企業の前提に関する注記】

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社の当事業年度の売上高は552百万円となり、営業損失は320百万円、経常損失は299百万円、当期純損失は471百万円となり、2期連続の営業損失及び当期純損失を計上しました。

上記のように、当社において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

財務諸表の提出会社である当社は、当該状況を改善するために、「収益力の強化」及び「資金繰りの見直し」について取り組んでおります。

・「収益力の強化」

当社はこれまで、事業の「育成」と「撤退」の選別を行い、収益改善に向け取り組んでまいりました。その取り組みの一つとして、環境関連事業が挙げられます。平成21年1月にエコバイク事業部とバイオマスプラスチック事業部をエコプロダクツ事業部として統合し、その後開始したLED照明事業も平成21年6月に同事業部に統合しエコプロダクツ事業本部としたことで、当社グループが環境関連事業を効率よく運営する体制にいたしました。なお、LED照明事業については、事業の立ち上げが当初予定より大幅に遅れたこともあり、平成22年4月に株式会社シャルレの子会社である株式会社シャルレライテックに営業譲渡いたしました。今後、同社を株式会社シャルレと当社の合弁会社として両社で共同運営を行い、更なる市場の拡大を目指すこととなりました。

また、事業基盤の選択と集中を推進し、当社設立当初から前事業年度において当社の成長を牽引してきた電子部品事業、並びに環境意識の高まりとともに今後の市場規模拡大が見込まれる環境関連事業に注力するために、デジタル家電事業の中核子会社であったエグゼモード株式会社を平成21年9月に売却し、プリント基板の開発会社である株式会社センチュリーエレクトロニクスを平成21年11月に売却いたしました。

更に、平成20年9月に買収した東莞泰山電子有限公司(以下「泰山」)の営業部をKFE HONG KONG CO., LIMITED(以下「KFE HKG」)に統合したことにより、KFE HKGを当社の営業拠点、泰山を製造拠点として位置づけ、それら拠点の役割を明確にいたしました。それにより、KFE HKGが獲得した受注を自社工場である泰山への生産委託に効率よく繋げ、機会ロスを少なくしております。このように、当社のコア事業である電子部品事業の収益力回復のために取り組んでおります。

・「資金繰りの見直し」

当社の資金の状況を鑑み、返済条件等について主要金融機関と協議すると共に、第三者割当増資による資金調達を早急に実施し、財務体質を安定化する予定であります。

しかし、これらの対応策に関しては、計画どおりに推進できない可能性もあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な不確実性の影響を財務諸表には 反映しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年4月1日	平成21年 6 月26日
	(第10期)	至 平成21年3月31日	関東財務局長に提出
有価証券報告書の	事業年度	自 平成20年4月1日	平成21年8月21日
訂正報告書	(第10期)	至 平成21年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成21年10月1日	平成22年 2 月15日
	(第11期第3四半期)	至 平成21年12月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

KFE JAPAN株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員

公認会計士 浅 枝 芳 隆

指定社員 業務執行社員

公認会計士 松 本 保 範

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているKFE JAPAN株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KFE JAPAN株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

KFE JAPAN株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員

公認会計士 浅 枝 芳 隆

指定社員 業務執行社員

公認会計士 松 本 保 範

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているKFE JAPAN株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KFE JAPAN株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成20年9月30日付で連結子会社となったJET MASTER LIMITED 及び東莞泰山電子有限公司のすべての資産と負債への取得原価の配分手続について暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度末において、追加的に入手した情報等に基づき配分額を確定させている。また、国際財務報告基準3号「企業結合」に従い、取得原価と取得した資産及び負債に配分された純額との差額(負ののれん)を、発生時に一括利益計上している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、KFE JAPAN株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、KFE JAPAN株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のある連結子会社KFE HONG KONG CO.,LIMITED における連結財務諸表作成プロセスで処理される重要な会計処理については、会社による再検討が行なわれ、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査への影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

KFE JAPAN株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員

公認会計士 浅 枝 芳 隆

指定社員 業務執行社員

公認会計士 松 本 保 範

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているKFE JAPAN株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KFE JAPAN株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

KFE JAPAN株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員

公認会計士 浅 枝 芳 隆

指定社員 業務執行社員

公認会計士 松 本 保 範

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているKFE JAPAN株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KFE JAPAN株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

KFE JAPAN株式会社 取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 松 本 保 範 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKFEJAPAN株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、KFE JAPAN株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成20年9月30日付で連結子会社となったJet Master Limited 及び東莞泰山電子有限公司のすべての資産と負債への取得原価の配分手続について暫定的な会計処理を行っている。また、国際財務報告基準3号「企業結合」に従い、取得原価と取得した資産及び負債に配分された純額との差額(負ののれん)を、発生時に一括利益計上している。なお、取得原価の配分手続は今後見直される可能性があり、その結果として「負ののれん償却額」は増減する可能性がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

N F

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月11日

KFE JAPAN株式会社 取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 勇 印 衆務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本伸吾 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKFE JAPAN株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、KFE JAPAN株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、会社は、当第3四半期連結累計期間において、営業損失409百万円、経常損失449百万円、四半期純損失258百万円及び営業活動によるキャッシュ・フローは223百万円のマイナスを計上する状況となり、2期連続で経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上する確率が高まっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。